

各会派の意見を踏まえた新たな座長提案

2014年1月29日 議会基本条例策定代表者会議提出資料

新旧対照表

新	旧	備考
<p>(会派) 第4条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成するものとする。 2 <u>会派は、同一の理念を有する議員で構成し、活動する。議員は、一人の場合においても届け出ることができる。</u> 3 <u>議会は、会派間の公平性を確保しなければならない。また、少数会派の活動を保障するものとする。</u> 4. 省略 5. 削除</p>	<p>(会派) 第4条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成するものとする。 2 会派は、同一の理念を有する最少一人の議員で構成し、活動する。 3 議会は、議会運営等において少数会派を尊重するものとし、会派間の公平性を確保しなければならない。 4 会派は、議会運営、政策立案等に関し、必要に応じて会派間で協議を行い、合意形成に努めるものとする。 5 会派代表者会議に関し、必要な事項は、別に定めるものとする。</p>	<p>2. 持ち帰り事項の②、③は1人会派の表現を独立させる回答。これが7会派であり、この意見を採用した。 3. 大方の意見は、少数会派の活動を保障するという回答。 5. 7会派が会派代表者会議は削除という回答であった。今後検討課題とする。</p>
<p>(市民に開かれた市議会) 第5条 議会は、本会議、委員会及び委員会協議会を原則公開とする。ただし、公開しない場合については、その理由を明らかにしなければならない。 2 議会は、<u>市民(だれも)</u>が傍聴しやすい環境を整えるよう努めるものとする。</p>	<p>(市民に開かれた市議会) 第5条 議会は、本会議、委員会及び委員会協議会を原則公開とする。ただし、公開しない場合については、その理由を明らかにしなければならない。 2 議会は、市民が傍聴しやすい環境を整えるよう努めるものとする。</p>	<p>現状維持でいく</p>

<p>(市民の声を反映させる議会)</p> <p>第6条 <u>議会は、議案・請願・陳情等について、適切、誠実に審議・審査するものとする。</u></p> <p><u>2 議会は、議案・請願・陳情等の審議・審査に当たって、必要に応じて、市民等の意見を聴く機会を設ける。</u></p> <p><u>3 請願・陳情を提出した代表者は、趣旨について委員会において陳述することができる。</u></p> <p><u>4 議会は、条例提案等の政策提言をするに当たって、関係者等との懇談やパブリックコメントなどの手段により、意見を聴く機会を設けることができる。</u></p>	<p>(市民の声を反映させる議会)</p> <p>第6条 議会は、公聴会制度を積極的に活用し、市民等の意見を聴取する機会の確保に努める。</p> <p>2 議会は、参考人制度を積極的に活用して、市民等の専門的又は政策的学識等を聴取する機会の確保に努める。</p> <p>3 議会は、議案・請願・陳情等の審議・審査をするに当たって、誠実に処理するものとし、必要に応じて、市民等の意見を聴く機会を設ける。</p> <p>4 議会は、条例提案等の政策提言をするに当たって、関係者等と懇談し、意見を聴く機会を設ける。</p>	
<p>(広報・広聴活動)</p> <p>第7条 <u>議会は、市民の知る権利を保障し、議会と市政に関心を高めるため多様な方法を用いて広報活動の充実に努めなければならない。</u></p> <p><u>2. 議会は、広報・広聴の充実のため、広報広聴委員会を設置するものとする。</u></p>	<p>第7条 議会は、市民への説明責任を果たすため、議会報告会を年1回以上開催するものとする。</p> <p>2 議会報告会に関し、必要な事項は、別に定めるものとする。</p>	
<p>(議会報告会)</p> <p>第8条 <u>議会は、市民への説明責任を果たすため、議会報告会を年1回以上開催するものとする。</u></p> <p><u>2 議会報告会に関し、必要な事項は、別に定めるものとする。</u></p>	<p>(請願・陳情)</p> <p>第8条 議会は、請願及び陳情を適切、誠実に審査するものとする。</p> <p>2 請願・陳情書を提出した代表者は、趣旨について委員会において陳述することができる。</p>	

<p>第4章へ</p> <p><u>第7条 議会は、公聴会制度を積極的に活用し、市民等の意見を聴取する機会の確保に努める。</u></p> <p><u>2 議会は、参考人制度を積極的に活用して、市民等の専門的又は政策的学識等を聴取する機会の確保に努める。</u></p>		
---	--	--